発行者情報

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2022年12月16日
【発行者の名称】	株式会社アイダ設計 （Aida Sekkei Co.,Ltd.）
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　會田　貞光
【本店の所在の場所】	埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目286番地
【電話番号】	048-650-0222（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長　下口　崇
【担当Ｊ－Ａｄｖｉｓｅｒの名称】	フィリップ証券株式会社
【担当Ｊ－Ａｄｖｉｓｅｒの代表者の役職氏名】	代表取締役社長　永堀　真
【担当Ｊ－Ａｄｖｉｓｅｒの本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋兜町４番２号
【担当Ｊ－Ａｄｖｉｓｅｒの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.phillip.co.jp/
【電話番号】	03-3666-2101
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所　TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町７番１号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社アイダ設計 https://www.aidagroup.co.jp/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

１　TOKYO PRO Market は、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Market の上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部　第３　４【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。

２　発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第１項第１号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。

３　TOKYO PRO Market における取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Market においては、J-Adviser が重要な役割を担います。TOKYO PRO Market の上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特

例」という。）に従って、各上場会社のために行動する J-Adviser を選任する必要があります。J-Adviser の役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられる TOKYO PRO Market に係る諸規則に留意する必要があります。

４　東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第１【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第２【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

（１）連結経営指標等

回次		第41期（中間）	第42期（中間）	第43期（中間）	第41期	第42期
会計期間		自　2020年 ４月１日 至　2020年 ９月30日	自　2021年 ４月１日 至　2021年 ９月30日	自　2022年 ４月１日 至　2022年 ９月30日	自　2020年 ４月１日 至　2021年 ３月31日	自　2021年 ４月１日 至　2022年 ３月31日
売上高	（百万円）	25,684	33,013	29,367	57,753	62,091
経常利益又は経常損失（△）	（百万円）	46	2,040	△655	1,486	1,518
親会社株主に帰属する 中間（当期）純利益又は親会社株主に帰属する中間純損失（△）	（百万円）	△2	1,406	△296	834	844
中間包括利益又は包括利益	（百万円）	19	1,410	△285	883	865
純資産額	（百万円）	11,208	14,108	12,787	12,072	13,563
総資産額	（百万円）	57,379	55,119	62,593	58,676	59,541
１株当たり純資産額	（円）	296.96	373.80	347.84	319.85	359.36
１株当たり中間（当期）純利益又は １株当たり中間純損失（△）	（円）	△0.06	37.25	△7.98	22.11	22.37
潜在株式調整後１株当たり 中間（当期）純利益	（円）	―	―	―	―	―
自己資本比率	（%）	19.5	25.6	20.4	20.6	22.8
自己資本利益率	（%）	―	10.7	―	7.1	6.6
株価収益率	（%）	―	9.4	―	―	15.6
営業活動によるキャッシュ・フロー	（百万円）	1,468	5,459	△6,584	9,300	3,885
投資活動によるキャッシュ・フロー	（百万円）	△207	△157	△473	121	△636
財務活動によるキャッシュ・フロー	（百万円）	△1,590	△3,433	3,941	△3,615	△1,104
現金及び現金同等物の 中間期末（期末）残高	（百万円）	5,258	13,280	12,683	11,408	15,785
従業員数 （外、平均臨時雇用者数）	（人）	1,167 (52)	1,140 (41)	1,179 (34)	1,108 (48)	1,121 (37)

（注）１．潜在株式調整後１株当たり中間（当期）純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

２．第41期中間期及び第43期中間期の自己資本利益率については、親会社株主に帰属する中間純損失を計上しているため、記載しておりません。

３．第41期中間期及び第41期の株価収益率については、当社株式が非上場であったため、記載しておりません。第43期中間期の株価収益率については、親会社株主に帰属する中間純損失のため、記載しておりません。

4．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、期中の平均人員（１日８時間換算）を（ ）内に外数で記載しております。
5．当社は2021年１月20日付で普通株式１株につき100株の割合で株式分割を行っております。第41期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり純資産額、１株当たり中間（当期）純利益又は１株当たり中間純損失（△）を算定しております。
6．第41期、第42期の連結財務諸表及び第42期中間期、第43期中間期の中間連結財務諸表については、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第３項の規定に基づき、第41期中間期の中間連結財務諸表については、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第５項の規定に基づき、それぞれ四谷監査法人の監査及び中間監査を受けております。
7．「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日）等を第42期中間会計期間の期首から適用しており、第42期中間期及び第42期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
8．第43期中間期より金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。なお、比較を容易にするため、第42期以前についても、百万円単位で表示しております。

（２）発行会社の経営指標等

回次		第41期（中間）	第42期（中間）	第43期（中間）	第41期	第42期
会計期間		自　2020年 ４月１日 至　2020年 ９月30日	自　2021年 ４月１日 至　2021年 ９月30日	自　2022年 ４月１日 至　2022年 ９月30日	自　2020年 ４月１日 至　2021年 ３月31日	自　2021年 ４月１日 至　2022年 ３月31日
１株当たり配当額 （１株当たり中間配当額）	(円)	―	―	―	5 (―)	4 (―)
配当性向	(%)	―	―	―	19.7	17.1

２【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及びその関係会社）が営む事業の内容について重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

３【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

４【従業員の状況】

（１）連結会社の状況

2022年９月30日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
分譲事業	1,098（27）
注文事業	
その他	
全社（共通）	81（7）
合計	1,179（34）

（注）１．当社グループでは同一の従業員が複数の事業に従事しております。
２．従業員数は、当社グループから他社への出向者を除いた就業人員数であります。
３．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、当中間連結会計期間の平均人員（１日８時間換算）を（ ）内に外数で記載しております。
４．臨時従業員には、パートタイマーの従業員を含み、派遣社員を除いております。
５．全社（共通）として記載されている従業員数は、主に管理部門などに所属しているものであります。

（2）発行者の状況

2022年9月30日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（百万円）
1,108（34）	42.5	7.8	5.3

セグメントの名称	従業員数（人）
分譲事業	1,034（27）
注文事業	
その他	
全社（共通）	74（7）
合計	1,108（34）

（注）1．当社では同一の従業員が複数の事業に従事しております。
2．従業員数は、当社から他社への出向者を除いた就業人員数であります。
3．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、当中間会計期間の平均人員（1日8時間換算）を（ ）内に外数で記載しております。
4．臨時従業員には、パートタイマーの従業員を含み、派遣社員を除いております。
5．平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
6．全社（共通）として記載されている従業員数は、主に管理部門などに所属しているものであります。

（3）労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第３【事業の状況】

１【業績等の概要】

（１）業績

当中間連結会計期間におけるわが国経済は、社会経済活動の正常化に向けた動きが強まり、緩やかな回復基調で推移しました。しかし、新型コロナウイルス感染症の第７波となる感染再拡大で新規感染者数が過去最多となるなど、先行き不透明な状況は続いております。また、長引くウクライナ情勢によって原材料やエネルギー価格が高騰し、急激な円安も相まって国内の物価上昇が進む厳しい環境下にあります。

当社グループの属する住宅業界におきましては、新設住宅着工戸数は一定の堅調さが見られるものの、2022年５月以降３ヶ月連続で前年同月を下回る推移となりました。地価の上昇や物価高に起因して、顧客の住宅取得マインドには慎重さがみられます。

このような事業環境の中、当社グループにおきましては、2022年４月に小田原店、８月に博多店、９月に福山店など計５店舗を新規オープンし、2022年９月30日現在、96店舗体制で営業販売活動に注力しております。また、当社で住宅を購入されたお客様との関係性を深めること、及び新規顧客獲得の機会創出を目的として、７月に「アイダオーナーズクラブ」を開設いたしました。一方で、住設機器などの納期の遅延により、工期が延長し、その間の原価高騰が見込みを上回ったため、業績に影響を受けました。

この結果、当中間連結会計期間の売上高は29,367百万円（前年同期比11.0％減）、営業損失は434百万円（前年同期は営業利益2,143百万円）、経常損失は655百万円（前年同期は経常利益2,040百万円）、親会社株主に帰属する中間純損失は296百万円（前年同期は親会社株主に帰属する中間純利益1,406百万円）となりました。

セグメントごとの業績は、次のとおりであります。

（分譲事業）

分譲事業では、住設機器などの納期遅延による工期の延長により、着工数が減少いたしました。さらに、原価高騰の影響も受け、１棟あたりの販売利益も減少いたしました。この状況を打破するため、特にセミオーダー住宅の販売に注力しており、デザイナーズ規格住宅「D-STYLE」の販売を開始いたしました。規格化されたプランで費用を抑えつつ、建築家の監修によりデザイン性も追求し、お客様の多様化するニーズに合わせた提案が可能となりました。また、Web上で外観や内部仕様をシミュレーションできるバーチャル住宅展示場も活用し、販売促進に努めております。

この結果、当中間連結会計期間における分譲事業の売上高は、13,681百万円（前年同期比26.4％減）、セグメント利益は1,145百万円（前年同期比53.8％減）となりました。

（注文事業）

注文事業では、今期新たに発表した企画商品を含む５つの商品の販売強化に取り組みました。前期から仕様のリニューアルと価格の見直しを行っており、売上高は増加いたしましたが、契約から引渡まで期間を要する事業の特性及び住設機器などの納期遅延に伴う工期の延長により、見込みを上回る急速な原価高騰の影響を大きく受けました。

この結果、当中間連結会計期間における注文事業の売上高は、14,070百万円（前年同期比8.8％増）、セグメント損失は476百万円（前年同期はセグメント利益770百万円）となりました。

（その他）

その他事業においては、プレカット事業、不動産仲介事業などを行ってまいりました。

この結果、当中間連結会計期間におけるその他の売上高は1,616百万円（前年同期比8.3%増）、セグメント利益は164百万円（前年同期比83.1%増）となりました。

（2）キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は12,683百万円（前連結会計年度末比3,102百万円減少）となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フローの状況）

営業活動による資金の減少は、6,584百万円（前年同期は5,459百万円の増加）となりました。これは主に、棚卸資産の増加額5,312百万円によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フローの状況）

投資活動による資金の減少は、473百万円（前年同期は157百万円の減少）となりました。これは主に、定期預金の払戻による収入が318百万円あった一方、定期預金の預入による支出が599百万円あったことによるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フローの状況）

財務活動による資金の増加は、3,941百万円（前年同期は3,433百万円の減少）となりました。これは主に、長期借入金の返済による支出が5,493百万円あった一方、長期借入れによる収入が7,842百万円あったことによるものです。

2【生産、受注及び販売の状況】

（1）生産実績

当中間連結会計期間における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当中間連結会計期間 （自　2022年４月１日 至　2022年９月30日）		
	件数	生産高（百万円）	前年同期比 (%)
分譲事業	403	10,418	68.3
注文事業	765	12,186	120.2
合計	1,168	22,604	89.0

（注）１．その他については、生産活動を行うものでないため記載しておりません。

２．金額は、販売価格により表示しております。

３．件数欄においては棟数を表示しております。

（2）受注実績

当中間連結会計期間における受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当中間連結会計期間 （自　2022年４月１日 至　2022年９月30日）					
	件数	受注高 （百万円）	前年同期比 （%）	件数	受注残高 （百万円）	前年同期比 （%）
分譲事業	587	14,602	78.9	345	9,104	149.4
注文事業	594	13,254	65.7	1,662	30,109	91.2
合計	1,181	27,856	72.0	2,007	39,214	100.3

（注）１．その他については、事業の性質上記載しておりません。

２．金額は、販売価格により表示しております。

３．件数欄においては棟数を表示しております。

（3）販売実績

当中間連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当中間連結会計期間 （自　2022年４月１日 至　2022年９月30日）		
	件数	販売高（百万円）	前年同期比 （%）
分譲事業	555	13,681	73.6
注文事業	730	14,070	108.8
その他	－	1,616	108.3
合計	1,285	29,367	89.0

（注）１．件数欄においては棟数を表示しております。

２．主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、その割合が 100 分の 10 以上に該当する相手先がないため、記載を省略しております。

３【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について、重要な変更はありません。

４【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、本発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生、又は2022年６月29日に公表した発行者情報に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありませんが、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

＜担当J-Adviserとの契約について＞

当社グループは､株式会社東京証券取引所が運営を行なっております証券市場TOKYO PRO Marketに上場しています。当社では、フィリップ証券株式会社を担当J-Adviserに指定しており、2020年８月31日にフィリップ証券株式会社との間で、担当J-Adviser契約（以下「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本発行者情報の公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

＜J-Adviser契約解除に関する条項＞

当社（以下「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券株式会社（以下「乙」という。）はJ-Adviser契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、１年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して１年を経過する日（当該１年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該１年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という。）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該１年を経過した日から起算して１年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、２年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して２年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して１年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該１年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める１年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のａ及び、ｂに定める書類に基づき行う。

ａ　次の（ａ）又は（ｂ）の場合の区分に従い、当該（ａ）又は（ｂ）に規定する書面

（ａ）法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

（ｂ）私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

ｂ　本号但し書に定める１年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合。

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のａからｃまで

に掲げる場合、その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該ａからｃまでに掲げる場合には当該ａからｃまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

ａ　甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

ｂ　甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合

甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

ｃ　甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の 100 分の 10 に相当する額以上である場合に限る。）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次のａないしｃの全てに該当するものをいう。

ａ　次の（ａ）又は（ｂ）に定める場合に従い、当該（ａ）又は（ｂ）に定める事項に該当すること。

（ａ）甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合
当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

（ｂ）甲が前号ｃに規定する合意を行った場合
当該再建計画が、前号ｃに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

ｂ　当該再建計画に次の（ａ）及び（ｂ）に掲げる事項が記載されていること。

（ａ）当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。

（ｂ）前ａの（ａ）に規定する見込みがある旨及びその理由又は同（ｂ）に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

ｃ　当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のａからｃまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該ａからｃまでに掲げる場合には当該ａからｃまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

ａ　甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の（ａ）又は（ｂ）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の 3 日前（休業日を除外する。）の日

（ａ）TOKYO PRO Market の上場株券等

（ｂ）上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合、当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る。）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

ｂ　甲が、前ａに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

ｃ　甲が、前ａ及び前ｂに規定する事由以外の事由により解散する場合（③ｂの規定の適用を受ける場合を除く。）

は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（ⅰ 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ⅱ 非上場会社を子会社化する株式交付、ⅲ 会社分割による非上場会社からの事業の承継、ⅳ 非上場会社からの事業の譲受け、ⅴ 会社分割による他の者への事業の承継、ⅵ 他の者への事業の譲渡、ⅶ 非上場会社との業務上の提携、ⅷ 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ⅸ その他非上場会社の吸収合併又はこれらⅰからⅷまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

⑧有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次のａ又はｂに該当する場合

ａ　甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

ｂ　甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

⑩法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を株式会社東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次のａからｇまでのいずれかに掲げる行為を行なっていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

ａ　買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）

ｂ　ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。

ｃ　拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行なっている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）。

ｄ　上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任そ

の他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。

e　上場株券等より議決権の多い株式(取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。

f　議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。

g　株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketに対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑱その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは株式会社東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

＜J-Adviser契約解除に係る事前催告に関する事項＞

①いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り１ヶ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。

②前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、１ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。

③契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を株式会社東京証券取引所に通知しなければならない。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当中間連結会計期間末現在において当社グループが判断したものであります。

（1）重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

（2）財政状態の分析

(流動資産)

当中間連結会計期間末における流動資産の残高は46,855百万円で、前連結会計年度末に比べ2,827百万円増加しております。現金及び預金の減少2,954百万円、仕掛販売用不動産の増加6,216百万円が主な変動要因であります。

（固定資産）

当中間連結会計期間末における固定資産の残高は15,738百万円で、前連結会計年度末に比べ225百万円増加しております。有形固定資産その他の減少114百万円、投資その他の資産その他の増加354百万円が主な変動要因であります。

（流動負債）

当中間連結会計期間末における流動負債の残高は30,287百万円で、前連結会計年度末に比べ1,520百万円増加しております。短期借入金の増加3,652百万円、1年内返済予定の長期借入金の減少1,784百万円が主な変動要因であります。

（固定負債）

当中間連結会計期間末における固定負債の残高は19,518百万円で、前連結会計年度末に比べ2,307百万円増加しております。長期借入金の増加3,019百万円が主な変動要因であります。

（純資産）

当中間連結会計期間末における純資産の残高は12,787百万円で、前連結会計年度末に比べ775百万円減少しております。利益剰余金の減少447百万円、自己株式の取得による減少339百万円が主な変動要因であります。

（3）経営成績の分析

「1【業績等の概要】　（1）業績」に記載のとおりであります。

（4）キャッシュ・フローの分析

「1【業績等の概要】　（2）キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

2022年10月18日開催の取締役会において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について決議した重要な変更は、次のとおりであります。

（1）重要な設備の新設等

前連結会計年度末において計画しておりました新本社ビルの新設については、昨今の建設業界を取り巻く建設コストの上昇により建設工事費用が想定を大幅に上回ることを考慮し、中止となりました。

（2）重要な設備の除却等

新本社ビルの新設計画の中止に伴い、当該建設予定地の既存建物の大宮桜木ビル第一、大宮桜木ビル第二の除却の予定は中止となりました。

第５【発行者の状況】

１【株式等の状況】

（１）【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数（株）	未発行株式数（株）	中間連結会計期間末現在発行数（株）（2022年9月30日）	公表日現在発行数（株）（2022年12月16日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	76,800,000	39,057,300	37,742,700	37,742,700	東京証券取引所（TOKYO PRO Market）	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	76,800,000	39,057,300	37,742,700	37,742,700	―	―

（２）【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

（３）【ＭＳＣＢ等の行使状況等】

該当事項はありません。

（４）【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

（５）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（百万円）	資本金残高（百万円）	資本準備金増減額（百万円）	資本準備金残高（百万円）
2022年4月1日～2022年9月30日	―	37,742,700	―	216	―	352

（6）【大株主の状況】

2022年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式総数に対する所有株式数の割合（%）
會田　貞光	埼玉県さいたま市北区	21,422,800	58.27
㈱光大史	埼玉県さいたま市大宮区宮町３丁目50番１	11,390,300	30.98
會田　大輔	埼玉県さいたま市大宮区	1,212,400	3.29
アイダ設計社員持株会	埼玉県さいたま市大宮区桜木町２丁目286番地	1,074,400	2.92
尾島　努	千葉県松戸市	377,900	1.02
會田　悠翔	埼玉県さいたま市北区	245,000	0.66
會田　翼麻	埼玉県さいたま市北区	245,000	0.66
吉澄　満子	埼玉県久喜市	114,600	0.31
時田　清一郎	千葉県市原市	81,800	0.22
関根　崇	埼玉県さいたま市北区	50,000	0.13
千井野　梨絵	埼玉県さいたま市西区	50,000	0.13
計	－	36,264,200	98.64

(注) 1．当社が保有する自己株式数980,300株については、上記の表及び持分比率の計算より除いております。

2．株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第３位を切り捨てております。

（7）【議決権の状況】

①　【発行済株式】

2022年9月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	－	－	－
議決権制限株式（自己株式等）	－	－	－
議決権制限株式（その他）	－	－	－
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式 980,300	－	－
完全議決権株式（その他）	普通株式 36,762,400	367,624	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	－	－	－
発行済株式総数	37,742,700	－	－
総株主の議決権	－	367,624	－

② 【自己株式等】

2022年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
（自己保有株式） ㈱アイダ設計	埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目286番地	980,300	―	980,300	2.59
計	―	980,300	―	980,300	2.59

（注）発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を切り捨てております。

2 【株価の推移】

【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2022年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高（円）	―	―	―	―	―	―
最低（円）	―	―	―	―	―	―

（注）1．最高、最低株価は、東京証券取引所TOKYO PRO Marketにおけるものであります。

2．2022年4月から9月については、売買実績がありません。

3 【役員の状況】

前連結会計年度の発行者情報公表日後、本発行者情報公表日までにおける役員の異動は、次のとおりであります。

（1）退任役員

役職名	氏名	退任年月日
取締役	的場　克則	2022年9月30日

（2）異動後の役員の男女別人数及び女性の比率

男性12名　女性1名　（役員のうち女性の比率7.7%）

第６【経理の状況】

１　中間連結財務諸表の作成方法について

（１）当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成 11 年大蔵省令第 24 号）に基づいて作成しております。

（２）当社の中間連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第 116 条第３項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

（３）当社の中間連結財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額は、従来、千円単位で記載しておりましたが、当中間連結会計期間より百万円単位で記載することに変更いたしました。

２　監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 128 条第３項の規定に基づき、当中間連結会計期間（2022 年４月１日から 2022 年９月 30 日まで）の中間連結財務諸表について、四谷監査法人により中間監査を受けております。

1【中間連結財務諸表等】

（1）【中間連結財務諸表】

①【中間連結貸借対照表】

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （2022年3月31日）		当中間連結会計期間 （2022年9月30日）	
資産の部				
流動資産				
現金及び預金		22,409		19,454
営業未収入金及び契約資産		1,360		1,516
販売用不動産	※2	4,191	※2	3,063
仕掛販売用不動産	※2	14,759	※2	20,975
未成工事支出金		128		277
原材料及び貯蔵品		297		374
その他		883		1,193
貸倒引当金		△1		△1
流動資産合計		44,028		46,855
固定資産				
有形固定資産				
建物及び構築物（純額）	※2	3,353	※2	3,331
土地	※2	9,074	※2	9,074
その他（純額）		656		541
有形固定資産合計	※1	13,084	※1	12,947
無形固定資産				
その他		31		30
無形固定資産合計		31		30
投資その他の資産				
その他	※2	2,499	※2	2,853
貸倒引当金		△102		△92
投資その他の資産合計		2,396		2,760
固定資産合計		15,513		15,738
資産合計		59,541		62,593

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （2022年3月31日）		当中間連結会計期間 （2022年9月30日）	
負債の部				
流動負債				
買掛金		5,960		6,696
電子記録債務		228		218
短期借入金	※2、3	8,752	※2、3	12,404
1年内償還予定の社債		1,235		1,235
1年内返済予定の長期借入金	※2	5,305	※2	3,521
未払法人税等		656		50
契約負債		4,656		4,489
賞与引当金		170		129
工事損失引当金		―		54
訴訟損失引当金		5		5
その他		1,795		1,481
流動負債合計		28,767		30,287
固定負債				
社債		3,019		2,576
長期借入金	※2	13,376	※2	16,396
完成工事補償引当金		316		299
解体費用等引当金		232		―
関係会社清算損失引当金		16		6
資産除去債務		60		72
その他		189		166
固定負債合計		17,211		19,518
負債合計		45,978		49,806
純資産の部				
株主資本				
資本金		216		216
資本剰余金		352		352
利益剰余金		12,938		12,490
自己株式		―		△339
株主資本合計		13,507		12,720
その他の包括利益累計額				
その他有価証券評価差額金		21		18
為替換算調整勘定		34		48
その他の包括利益累計額合計		56		67
純資産合計		13,563		12,787
負債純資産合計		59,541		62,593

②【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

（単位：百万円）

	前中間連結会計期間 （自　2021年4月 1 日 至　2021 年9月 30 日）		当中間連結会計期間 （自　2022年４月１日 至　2022年９月30日）	
売上高		33,013		29,367
売上原価	※1	25,549	※1	24,336
売上総利益		7,464		5,031
販売費及び一般管理費				
広告宣伝費		910		943
販売手数料		605		619
給料及び賞与		1,938		1,916
賞与引当金繰入額		105		67
その他		1,760		1,919
販売費及び一般管理費合計		5,320		5,465
営業利益又は営業損失（△）		2,143		△434
営業外収益				
受取利息		2		3
受取配当金		3		5
紹介料収入		112		100
その他		55		46
営業外収益合計		174		155
営業外費用				
支払利息		245		279
融資手数料		11		93
その他		21		3
営業外費用合計		278		376
経常利益又は経常損失（△）		2,040		△655
特別利益				
固定資産売却益	※2	22	※2	0
解体費用等引当金戻入益		－	※3	209
特別利益合計		22		209
特別損失				
固定資産除却損	※4	0	※4	0
訴訟和解金		0		－
特別損失合計		0		0
税金等調整前中間純利益又は税金等調整前中間純損失（△）		2,061		△445
法人税等	※5	655	※5	△148
中間純利益又は中間純損失（△）		1,406		△296
親会社株主に帰属する中間純利益又は親会社株主に帰属する中間純損失（△）		1,406		△296

【中間連結包括利益計算書】

（単位：百万円）

	前中間連結会計期間 （自　2021年４月１日 至　2021年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2022年４月１日 至　2022年９月30日）
中間純利益又は中間純損失（△）	1,406	△296
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△0	△2
為替換算調整勘定	5	13
その他の包括利益合計	4	11
中間包括利益	1,410	△285
（内訳）		
親会社株主に係る中間包括利益	1,410	△285

③【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間（自　2021年4月1日　至　2021年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	216	352	11,468	12,037
会計方針の変更による累積的影響額	－	－	814	814
会計方針の変更を反映した当期首残高	216	352	12,282	12,851
当中間期変動額				
剰余金の配当	－	－	△188	△188
親会社株主に帰属する中間純利益	－	－	1,406	1,406
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	－	－	－	－
当中間期変動額合計	－	－	1,217	1,217
当中間期末残高	216	352	13,500	14,068

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	26	8	34	12,072
会計方針の変更による累積的影響額	－	－	－	814
会計方針の変更を反映した当期首残高	26	8	34	12,886
当中間期変動額				
剰余金の配当	－	－	－	△188
親会社株主に帰属する中間純利益	－	－	－	1,406
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△0	5	4	4
当中間期変動額合計	△0	5	4	1,222
当中間期末残高	26	13	39	14,108

当中間連結会計期間（自　2022年４月１日　至　2022年９月30日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	216	352	12,938	－	13,507
当中間期変動額					
剰余金の配当	－	－	△150	－	△150
親会社株主に帰属する中間純損失（△）	－	－	△296	－	△296
自己株式の取得	－	－	－	△339	△339
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	－	－	－	－	－
当中間期変動額合計	－	－	△447	△339	△786
当中間期末残高	216	352	12,490	△339	12,720

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	21	34	56	13,563
当中間期変動額				
剰余金の配当	－	－	－	△150
親会社株主に帰属する中間純損失（△）	－	－	－	△296
自己株式の取得	－	－	－	△339
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△2	13	11	11
当中間期変動額合計	△2	13	11	△775
当中間期末残高	18	48	67	12,787

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

（単位：百万円）

	前中間連結会計期間 （自　2021年４月１日 至　2021年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2022年４月１日 至　2022年９月30日）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益又は税金等調整前中間純損失（△）	2,061	△445
減価償却費	278	257
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△13	△5
賞与引当金の増減額（△は減少）	8	△41
工事損失引当金の増減額（△は減少）	－	54
完成工事補償引当金の増減額（△は減少）	2	△16
訴訟損失引当金の増減額（△は減少）	△3	－
解体費用等引当金の増減額（△は減少）	△3	△232
関係会社清算損失引当金の増減額（△は減少）	－	△9
受取利息及び受取配当金	△6	△8
支払利息	245	279
固定資産売却損益（△は益）	△22	△0
固定資産除却損	0	0
売上債権の増減額（△は増加）	△257	△156
棚卸資産の増減額（△は増加）	3,502	△5,312
仕入債務の増減額（△は減少）	886	726
契約負債の増減額（△は減少）	635	△170
その他	△915	△613
小計	6,400	△5,696
利息及び配当金の受取額	4	7
利息の支払額	△230	△285
法人税等の支払額	△715	△611
営業活動によるキャッシュ・フロー	5,459	△6,584
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△558	△599
定期預金の払戻による収入	376	318
有形固定資産の取得による支出	△118	△118
有形固定資産の売却による収入	193	0
その他	△51	△73
投資活動によるキャッシュ・フロー	△157	△473

（単位：百万円）

	前中間連結会計期間 （自　2021年４月１日 至　2021年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2022年４月１日 至　2022年９月30日）
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（△は減少）	△594	2,539
長期借入れによる収入	5,146	7,842
長期借入金の返済による支出	△8,062	△5,493
社債の発行による収入	551	－
社債の償還による支出	△279	△442
リース債務の返済による支出	△4	△13
自己株式の取得による支出	－	△339
配当金の支払額	△188	△150
財務活動によるキャッシュ・フロー	△3,433	3,941
現金及び現金同等物に係る換算差額	3	14
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	1,871	△3,102
現金及び現金同等物の期首残高	11,408	15,785
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 13,280	※ 12,683

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

１．連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数

２社

連結子会社の名称

愛誼達建築設計（上海）有限公司

AIDA HOME DESIGN PHILIPPINES, INC.

２．持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

３．連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社の中間決算日は、いずれも６月 30 日であります。

中間連結財務諸表の作成にあたっては、中間連結決算日現在で実施した仮決算に基づく中間財務諸表を基礎としております。

４．会計方針に関する事項

（１）重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

a 満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)

b その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定)

市場価格のない株式等

総平均法による原価法

② 棚卸資産

a 販売用不動産、仕掛販売用不動産、未成工事支出金

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

b 原材料

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

c 貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

（２）重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、1998 年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに 2016 年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物　　７～50 年

機械装置及び運搬具　　６～15 年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、ソフトウエア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

（３）重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

営業未収入金等債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当中間連結会計期間負担額を計上しております。

③ 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、損失の発生が見込まれるものについて、その損失見込額を計上しております。

④ 訴訟損失引当金

係争中の訴訟に対する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失見積額を計上しております。

⑤ 完成工事補償引当金

補償工事による費用に備えるため、実績率により補償見積額を計上しております。

⑥ 関係会社清算損失引当金

子会社の AIDA HOME DESIGN PHILIPPINES, INC.の清算に伴う損失に備えるため、損失見込額を計上しております。

（４）重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、主要な事業として分譲事業、注文事業を行っており、これらの事業から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

・分譲事業

分譲事業においては、戸建分譲及び土地分譲を行っており、顧客との不動産販売契約に基づき物件の引渡しを行う義務を負っております。当該履行義務は物件が引き渡される一時点で充足されると判断し、当該引渡し時点において収益を認識しております。

・注文事業

注文事業においては、主に戸建住宅の建築請負工事を行っており、顧客との請負工事契約に基づき、建築工事を行う義務を負っております。当該履行義務は工事の進捗に応じて充足されると判断し、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、主として発生原価に基づくインプット法によっております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

（5）重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産、負債、収益及び費用は、中間連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

（6）中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から３ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

（会計方針の変更）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 31 号　2021 年６月 17 日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当中間連結会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第 27－２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、中間連結財務諸表に与える影響はありません。

（追加情報）

世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大により、世界経済の悪化が懸念されております。新型コロナウイルス感染症の収束時期は不透明であり、当社グループの業績への影響を予測することは困難でありますが、2022年９月末現在において、会計上の見積りに影響を与えるほどの事象は発生しておりません。

従って、当中間連結会計期間末における会計上の見積りは、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮しておりません。

（中間連結貸借対照表関係）

※１．有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 （2022 年３月 31 日）	当中間連結会計期間 （2022 年９月 30 日）
有形固定資産の減価償却累計額	4,228 百万円	4,408 百万円

※２．担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は以下のとおりであります。

担保に供している資産

	前連結会計年度 （2022 年３月 31 日）	当中間連結会計期間 （2022 年９月 30 日）
販売用不動産	1,657 百万円	1,148 百万円
仕掛販売用不動産	11,520 百万円	15,791 百万円
建物及び構築物	2,456 百万円	2,361 百万円
土地	7,172 百万円	6,889 百万円
投資有価証券	83 百万円	78 百万円
計	22,890 百万円	26,268 百万円

担保付債務

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当中間連結会計期間 (2022年9月30日)
短期借入金	8,752百万円	12,404百万円
長期借入金	13,376百万円	16,396百万円
1年内返済予定の長期借入金	5,305百万円	3,521百万円
計	27,434百万円	32,322百万円
	上記のほか、住宅瑕疵担保履行法に基づく住宅販売瑕疵担保保証金として投資有価証券532百万円を供託しております。	上記のほか、住宅瑕疵担保履行法に基づく住宅販売瑕疵担保保証金として投資有価証券532百万円を供託しております。

※3.当社は資金調達の効率的な調整を行うため取引銀行16行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。

中間連結会計期間末におけるこれらの契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当中間連結会計期間 (2022年9月30日)
当座貸越極度額 及び貸出コミットメントの総額	6,450百万円	10,598百万円
借入実行残高	3,197百万円	5,264百万円
差引額	3,252百万円	5,333百万円

4．偶発債務

住宅購入者のつなぎ融資に対して、次のとおり債務保証を行っております。

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当中間連結会計期間 (2022年9月30日)
住宅購入者	1,116百万円	1,048百万円

(中間連結損益計算書関係)

※1．通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下による簿価切下額は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自　2021年4月1日 至　2021年9月30日)	当中間連結会計期間 (自　2022年4月1日 至　2022年9月30日)
売上原価	1百万円	12百万円

※２．固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 （自　2021年４月１日 至　2021年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2022年４月１日 至　2022年９月30日）
建物及び構築物	35百万円	－
機械装置及び運搬具	0百万円	0百万円
土地	△13百万円	－
計	22百万円	0百万円

同一物件の売却により発生した売却益と売却損は相殺し、固定資産売却益として表示しております。

※３．解体費用等引当金戻入益

前中間連結会計期間（自　2021年４月１日　　至　2021年９月30日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自　2022年４月１日　　至　2022年９月30日）

賃貸用建物の解体計画が中止となったため、当該引当金の戻入を行っております。

※４．固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 （自　2021年４月１日 至　2021年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2022年４月１日 至　2022年９月30日）
建物及び構築物	0百万円	0百万円
機械装置及び運搬具	0百万円	0百万円
その他	0百万円	0百万円
計	0百万円	0百万円

※５．中間連結会計期間における税金費用については、簡便法により計算しているため、法人税等調整額は「法人税等」に含めて表示しております。

（中間連結株主資本等変動計算書関係）

前中間連結会計期間（自　2021年４月１日　至　2021年９月30日）

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数	当中間連結会計期間増加株式数	当中間連結会計期間減少株式数	当中間連結会計期間末株式数
普通株式（株）	37,742,700	－	－	37,742,700

２．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

３．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

４．配当に関する事項

（１）配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	１株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年６月29日 定時株主総会	普通株式	188	5	2021年３月31日	2021年６月30日

（２）基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が中間連結会計期間後となるもの

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自　2022 年４月１日　　至　2022 年９月 30 日）

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数	当中間連結会計期間 増加株式数	当中間連結会計期間 減少株式数	当中間連結会計期間末 株式数
普通株式（株）	37,742,700	－	－	37,742,700

２．自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当中間連結会計期間末
普通株式（株）	－	980,300	－	980,300

(変動事由の概要)

2022 年６月 16 日の取締役会決議による自己株式の取得　　980,300 株

３．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

４．配当に関する事項

（１）配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	１株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年６月28日 定時株主総会	普通株式	150	4	2022年３月31日	2022年６月29日

（２）基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間後となるもの

該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 （自　2021年４月１日 至　2021年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2022年４月１日 至　2022年９月30日）
現金及び預金	19,452百万円	19,454百万円
預入期間が３ヶ月を超える定期預金	△6,171百万円	△6,771百万円
現金及び現金同等物	13,280百万円	12,683百万円

（リース取引関係）

前中間連結会計期間（自　2021年４月１日　　至　2021年９月30日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間（自　2022年４月１日　　至　2022年９月30日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（金融商品関係）

１．金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等は、次表に含まれておりません（（注）を参照ください。）。また、「現金及び預金」「営業未収入金及び契約資産」「買掛金」「電子記録債務」「短期借入金」「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

前連結会計年度（2022年３月31日）

	連結貸借対照表計上額 （百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
(1) 投資有価証券			
①満期保有目的の債券	532	538	5
②その他有価証券	122	122	－
資産計	655	661	5
(1) 社債（*1）	4,255	4,174	△80
(2) 長期借入金（*2）	18,682	18,668	△13
負債計	22,937	22,843	△93

(*1) １年内償還予定の社債を含んでおります。

(*2) １年内返済予定額を含んでおります。

当中間連結会計期間（2022年９月30日）

	中間連結貸借対照表計上額 （百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
(1) 投資有価証券			
①満期保有目的の債券	532	536	3
②その他有価証券	118	118	－
資産計	651	655	3
(1) 社債（*1）	3,812	3,799	△13
(2) 長期借入金（*2）	19,918	19,859	△58
負債計	23,730	23,658	△71

(*1) １年内償還予定の社債を含んでおります。

(*2) １年内返済予定額を含んでおります。

（注）市場価格のない株式等は、「(1)投資有価証券」に含まれておりません。当該金融商品の中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）は以下のとおりであります。

区分	前連結会計年度（百万円）	当中間連結会計期間（百万円）
非上場株式	58	58

金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

２．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（１）時価で中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）に計上している金融商品

前連結会計年度（2022年３月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	122	－	－	122
資産計	122	－	－	122

当中間連結会計期間（2022年９月30日）

区分	時価（百万円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	118	－	－	118
資産計	118	－	－	118

（2）時価で中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度（2022年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債	538	－	－	538
資産計	538	－	－	538
社債	－	4,174	－	4,174
長期借入金	－	18,668	－	18,668
負債計	－	22,843	－	22,843

当中間連結会計期間（2022年9月30日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債	536	－	－	536
資産計	536	－	－	536
社債	－	3,799	－	3,799
長期借入金	－	19,859	－	19,859
負債計	－	23,658	－	23,658

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式及び国債は相場価格を用いて評価しております。上場株式及び国債は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

社債

社債の時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を当該借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

（有価証券関係）

１．満期保有目的の債券

前連結会計年度（2022年３月31日）

区分	連結貸借対照表計上額 （百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	532	538	5
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	－	－	－
合計	532	538	5

当中間連結会計期間（2022年９月30日）

区分	中間連結貸借対照表計上額 （百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの	532	536	3
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの	－	－	－
合計	532	536	3

２．その他有価証券

前連結会計年度（2022年３月31日）

区分	連結貸借対照表計上額 （百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 株式	122	91	30
小計	122	91	30
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 株式	－	－	－
小計	－	－	－
合計	122	91	30

当中間連結会計期間（2022年９月30日）

区分	中間連結貸借対照表計上額 （百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 株式	118	92	26
小計	118	92	26
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 株式	－	－	－
小計	－	－	－
合計	118	92	26

(資産除去債務関係)

前連結会計年度（自　2021年４月１日　至　2022年３月31日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間（自　2022年４月１日　至　2022年９月30日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

前連結会計年度（自　2021年４月１日　至　2022年３月31日）

当社は、首都圏及びその他の地域において、賃貸用のマンション、ビル、駐車場等を有しております。

前連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は47百万円（主な賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上)、固定資産売却益は7百万円（特別利益に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は以下のとおりであります。

(単位:百万円)

		前連結会計年度 （自　2021年４月１日 至　2022年３月31日）
連結貸借対照表計上額	期首残高	1,545
	期中増減額	△149
	期末残高	1,396
期末時価		1,384

(注) １．連結貸借対照表計上額は取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

２．期中増減額のうち、前連結会計年度の主な減少は、賃貸用不動産の売却113百万円、減価償却費35百万円であります。

３．期末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については固定資産税評価額に基づいて自社で算定した金額であります。

当中間連結会計期間（自　2022年４月１日　至　2022年９月30日）

賃貸等不動産の中間連結貸借対照表計上額及び中間連結決算日における時価に前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められないため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項（セグメント情報等)」に記載のとおりです。

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) ４．会計方針に関する事項（４）重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

３．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間連結会計期間末において存在する顧客との契約から当中間連結会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

（1）契約資産及び契約負債の残高等

（単位:百万円）

	前連結会計年度		当中間連結会計期間	
	期首残高	期末残高	期首残高	中間期末残高
顧客との契約から生じた債権	603	349	349	292
契約資産	947	1,010	1,010	1,223
契約負債	3,143	4,656	4,656	4,489

前中間連結会計期間に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は2,486百万円であります。また、前連結会計年度において、契約負債が1,513百万円増加した主な理由は、注文住宅の請負工事契約の受注増加によるものです。

当中間連結会計期間に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は3,733百万円であります。また、当中間連結会計期間において、契約資産が213百万円増加した主な理由は、収益認識基準適用による収益増加によるものです。

（2）残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記については、当初に予想される個別の契約が１年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

１．報告セグメントの概要

（1）報告セグメントの決定方法

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは主に分譲事業及び注文事業を行っており、取り扱う製品について国内の包括的な戦略を立案し、製品別に事業活動を展開しております。従いまして当社グループは、「分譲事業」、「注文事業」の２つを報告セグメントとしております。

（2）各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

「分譲事業」は、戸建分譲及び土地分譲を行っております。「注文事業」は、戸建住宅等の建築請負工事を行っております。

２．報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

３．報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報並びに収益の分解情報

前中間連結会計期間（自　2021年４月１日　至　2021年９月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他（注）１	合計	調整額（注）２	中間連結財務諸表計上額（注）３
	分譲事業	注文事業	計				
売上高							
一時点で移転される財	18,585	－	18,585	1,398	19,983	－	19,983
一定の期間にわたり移転される財	－	12,936	12,936	－	12,936	－	12,936
顧客との契約から生じる収益	18,585	12,936	31,521	1,398	32,919	－	32,919
その他の収益	－	－	－	94	94	－	94
外部顧客への売上高	18,585	12,936	31,521	1,492	33,013	－	33,013
セグメント間の内部売上高又は振替高	－	－	－	－	－	－	－
計	18,585	12,936	31,521	1,492	33,013	－	33,013
セグメント利益	2,478	770	3,248	89	3,338	△1,194	2,143

（注）１．「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、住宅販売時に付随して発生するサービスの提供等を含んでおります。

２．セグメント利益の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社費用であり、主に各報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

３．セグメント利益は、中間連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

４．セグメント資産、負債その他の項目については、経営の意思決定上、各セグメントに配分していないため記載しておりません。

当中間連結会計期間（自　2022年４月１日　至　2022年９月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他（注）1	合計	調整額（注）2	中間連結財務諸表計上額（注）3
	分譲事業	注文事業	計				
売上高							
一時点で移転される財	13,681	－	13,681	1,526	15,207	－	15,207
一定の期間にわたり移転される財	－	14,070	14,070	－	14,070	－	14,070
顧客との契約から生じる収益	13,681	14,070	27,751	1,526	29,277	－	29,277
その他の収益	－	－	－	89	89	－	89
外部顧客への売上高	13,681	14,070	27,751	1,616	29,367	－	29,367
セグメント間の内部売上高又は振替高	－	－	－	－	－	－	－
計	13,681	14,070	27,751	1,616	29,367	－	29,367
セグメント利益又は損失(△)	1,145	△476	668	164	833	△1,267	△434

（注）１．「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、住宅販売時に付随して発生するサービスの提供等を含んでおります。

２．セグメント利益又は損失の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社費用であり、主に各報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

３．セグメント利益又は損失は、中間連結財務諸表の営業損失と調整を行っております。

４．セグメント資産、負債その他の項目については、経営の意思決定上、各セグメントに配分していないため記載しておりません。

【関連情報】

前中間連結会計期間（自　2021年４月１日　至　2021年９月30日）

１．製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

（１）売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当中間連結会計期間（自　2022年４月１日　至　2022年９月30日）

１．製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

（１）売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間連結会計期間（自　2021年４月１日　至　2021年９月30日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自　2022年４月１日　至　2022年９月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間連結会計期間（自　2021年４月１日　至　2021年９月30日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自　2022年４月１日　至　2022年９月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間連結会計期間（自　2021年４月１日　至　2021年９月30日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自　2022年４月１日　至　2022年９月30日）

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

	前連結会計年度 （2022年３月31日）	当中間連結会計期間 （2022年９月30日）
１株当たり純資産額	359円36銭	347円84銭

	前中間連結会計期間 （自　2021年４月１日 至　2021年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2022年４月１日 至　2022年９月30日）
１株当たり中間純利益又は１株当たり中間純損失（△）	37円25銭	△7円98銭

（注）　１．潜在株式調整後１株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

２．１株当たり中間純利益又は１株当たり中間純損失（△）の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 （自　2021年４月１日 至　2021年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2022年４月１日 至　2022年９月30日）
親会社株主に帰属する中間純利益又は 親会社株主に帰属する中間純損失（△）（百万円）	1,406	△296
普通株主に帰属しない金額（百万円）	－	－
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益又は 親会社株主に帰属する中間純損失（△）（百万円）	1,406	△296
普通株式の期中平均株式数（株）	37,742,700	37,174,876

（重要な後発事象）
該当事項はありません。

（2）【その他】
該当事項はありません。

第７【外国為替相場の推移】
該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第１【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2022 年 12 月 15 日

株式会社アイダ設計
　取締役会　御中

四谷監査法人
　東京都千代田区

指定社員
業務執行社員　公認会計士　田口　邦宏

指定社員
業務執行社員　公認会計士　野田　高廣

中間監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第３項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイダ設計の2022年４月１日から2023年３月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2022年４月１日から2022年９月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アイダ設計及び連結子会社の2022年９月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（2022年４月１日から2022年９月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

・　中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

・　中間連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。